

合宿免許入校に関する規約（必ずお読みください）

<規約事項>

第1条 予約の成立について

- (1) 予約成立とは、お客様からの予約（電話・インターネットから）を受け取り、協町自動車学校（以下当校という）が所定予約手続きを開始した時点で効力を有するものとします。
- (2) 入校契約の成立は入校申込書に署名捺印した時点で成立するものとする。

第2条 キャンセルとキャンセル料

- (1) 予約成立以降にお客様都合による入校キャンセルをされた場合は下記のキャンセル料をお支払いいただきます。
申し込み～入校7日前まで キャンセル料不要
入校6日前～当日まで 10,000円【税別】
教習料金をお支払済みの場合はキャンセル料及び振込手数料を差引き、返金いたします。

第3条 入校に関する制限

- (1) 下記に該当する場合は入校できないものとします。
 - ① 法律で定められた年齢に満たない者（但し、仮免取得時まで年齢を満たす方を除く。）
 - ② 法令で定める視力、色盲、聴力、運動能力等の障害により運転に支障がある方。
 - ③ 法令で定める免許の拒否・保留処分等の欠格事由に該当する方。
 - ④ 運転免許の取消処分者で欠格期間を終了していない方。（但し、取消処分者については、入校許可願出書（別記様式1）を提出し、卒業日までに取消処分者講習の手続きをすること。各都道府県により取消処分者講習の対応が違ふ為、地域の免許センターでの確認が必要。）
 - ⑤ 自動車の教習用語が理解できない方。
 - ⑥ 妊娠中の方（主治医の許可、又は家族の承諾書の提出がある方を除く。）
 - ⑦ 必要な書類が不備のため、入校手続きに支障がある方。
 - ⑧ 前②③④のいずれかに該当する方は、各都道府県の運転免許センター（運転免許試験場）における「運転適性相談」・「受験資格相談」で、当該者が該当の有無、欠格期間の終了等を確認すること。又必要に応じ「運転経歴証明書」の発行を受け提出すること。
 - ⑨ 入校後に、虚偽の申請をしたことなどで、後日各号のいずれかに該当する方と判断した場合は、教習は継続できません。
 - ⑩ 視力をメガネ・コンタクト等で矯正している方でメガネ・コンタクトを忘れた方。

- ⑪ 当校において合宿教習および集団生活に不適合と判断した場合。
- (2) 上記項目に関して虚偽の申請または該当した場合の入校申込は受付できません。

第4条 参加者の義務

- (1) 参加者は入校後、教習所の学校規則・入寮規則・提携ホテル宿泊規則・教習規則等の遵守および教習所職員（教習指導員含む）の指示に従って頂きます。
- (2) 参加者の故意過失、法令及び公序良俗に反する行為、もしくは上記の規則等を守らないことによりほかの参加者及び教習所（学校）が損害を被る恐れがある場合、もしくは損害を被った場合は退校して頂きます。
- (3) 参加者の故意ならびに自己都合、または不注意（病気も含む）による教習未受講の場合、キャンセル料及びその未受講によって生じる配車調整費3,000円【税別】（食事含み）をお支払いただきます。
- (4) 合宿期間中は原則として一時帰宅はできません。やむを得ない理由により一時帰宅する場合、入校先教習所（学校）の許可を得て一時帰宅となります。その際に生じる日程の延期、追加料金発生等については異議申し立てをしないものとします。

第5条 中途解約（入校後）

- (1) 中途解約とは、教習所にて入校手続きや適性検査（視力検査等）を受けた後、あるいは教習を受けるため宿泊した後、参加者の都合で教習を中止した場合をいいます。
- (2) 合宿期間中に教習所及び宿泊施設から無断で離れ、連絡がない場合も中途解約とみなします。その場合外出期間中の宿泊費も第6条の実費に含みます。

第6条 中途解約清算方法

- (1) 入校後、参加者の都合により中途退校をされる場合は、教習所所定の計算方法に基づき、当日までの必要費用の実費、解約手数料を差引きして教習所より返金いたします。転校の場合も同様です。※ただし、教習の進度によっては返金できない場合、あるいは追加料金を請求する場合がございます。
- (2) 必要費用の実費とは、入校手数料・学科教習料金・技能教習料金・検定料金・教材費・配車調整費・その他諸経費のことを指します。また、往復交通費は参加者の自己負担となります。

返還金額＝教習料金－（（教習料金÷最短日数）×消化日数）

※上記計算で算出された返金額より解約・転出手数料（10,000円【税別】）を差し引きさせていただきます。

第7条 解除権

- (1) 地震・水害・台風・積雪等の天災地変、労働争議、官公庁命令、法令の制定・

改廃、不可抗力、その他やむを得ない事由により安全かつ円滑な教習実施が不可能と教習所が判断した場合は契約の解除、または教習継続のために合宿校・日程・宿泊施設を変更する場合があります。(案内書に未記載の教習所・施設を利用する場合があります。)

第8条 退校処分等

- (1) 教習生の故意又は過失、法令及び公序良俗に反する行為、並びに第4条第10条に規程する順守事項を守らないことにより、他の教習生及び当校が損害を受け、又は損害を受ける恐れがある場合は退校処分とし、退校届けを提出していただきます。この場合は、いかなる事由でも受領金額の返還及び交通費等は支給しません。また当該教習生の不法行為等により損害が発生した場合は、損害賠償を請求する場合があります。

第9条 免責事項

- (1) 以下の事項に該当し、参加者が損害を被った場合、弊社及び合宿校・宿泊施設は休業補償や損害賠償等、金銭を含む一切の責任は負いかねます。
- ① 第7条(1)の事由が生じた場合。
 - ② 教習の課程における、官公庁の命令、その他当校責に帰することのできない事由により生じた教習の変更、若しくは教習所中止。
 - ③ 教習の課程における、当校教習及び路上教習において、教習生の不注意により発生した事故、又は相手の不注意により発生した事故に係る損害。
 - ④ 教習生の卒業及び免許取得を保証するものではなく、卒業及び免許取得ができないことにより生ずる損害。
 - ⑤ 貴重品は自己管理に努めるものとし、盗難、紛失に係る損害。
 - ⑥ 教習時間外による、事故等については自己責任となります。
 - ⑦ その他事由。

第10条 反社会勢力の排除

- (1) 暴力団関係者及び反社会勢力(企業が反社会勢力による被害を防止する指針)平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議幹事会申告 参照)ならびに刺青(タトゥーを含む)をされている方の入校申込はお受けできません。
- (2) 弊社及び教習所は、契約の成立後申込者が暴力団関係者及び反社会的勢力に該当することが明らかになった場合に直ちに契約を解除し、一切の返金に応じることはいたしません。

第11条 その他

- (1) 入校日の変更等は、入校日の7日前までにお申し出ください。(1回目は変更手数料なし、2回目以降は変更手数料が発生いたします。※入校日の変更は有効期限6か月以内に変更希望日が入校可能な日に限ります。
- (2) 入校予約のキャンセル及び入校日変更は教習所で行います。必ず弊社までご連絡

絡ください。

- (3) ペット（生き物）・酒類の持ち込みは禁止です。
- (4) 中途解約（途中退校）及び一時帰宅の場合の交通費は支給されません。
- (5) 教習期間中に転校する場合、転校手続きに関する費用は教習所にてお支払ください。
- (6) 参加者が契約後、追加で負担する教習料金（参加者が負担する費用の名目は問わず一切の金額）は料金改定や消費税率の変更等により予告なく変更される場合があります。

第12条 個人情報の取扱い

- (1) 当校の個人情報の取扱いについては、教習所事業者脇町自動車学校個人情報規程に基づくものとします。